

○石巻市地域づくり基金条例

平成17年 7月15日 条例第308号

石巻市地域づくり基金条例

(設置)

第1条 石巻市における市民の連帯の強化及び均衡ある地域振興に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、石巻市地域づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に掲げる目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。